

揮発油価格の高騰時の課税停止措置について
(国税関係)

1. 指標となるガソリン価格の平均が、連続3ヶ月にわたり、1ℓにつき160円を超えることとなった場合（発動基準）には、燃料課税（揮発油税・地方揮発油税）の本則税率を上回る部分の課税措置を停止する。
2. 上記の場合において、指標となるガソリン価格の平均が、連続3ヶ月にわたり、1ℓにつき130円を下回ることとなった場合（解除基準）には、元の税率水準に復元する。
3. 発動・解除の場合の手持品に係る税の控除（還付）・課税を行う。
4. 上記1. の課税停止措置が発動される場合の沖縄県における揮発油税・地方揮発油税の税率については、現行の負担軽減割合を勘案し、以下のとおりとする。

揮発油税	21,083 円/kℓ
地方揮発油税	3,817 円/kℓ

(1) 燃料課税

- ③ ただし、国民の生活を守るため、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、ガソリン及び軽油について本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置を講ずることとします。

具体的には、ガソリン価格が一時 180 円/ℓ に達した平成 20 年度上半期の平均価格も勘案し、一定の価格水準（発動基準価格）を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に上回る場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を講じます。

上記の場合において、現在比較的安定的に推移している足元のガソリン価格の水準も勘案し、一定の価格水準（解除基準価格）を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に下回った場合には、元の税率水準に復元する仕組みとします。

これらの制度の詳細については、手持品在庫に係る課税上の取扱いを含め、今後、速やかに具体化を図ることとします。

(2) 車体課税

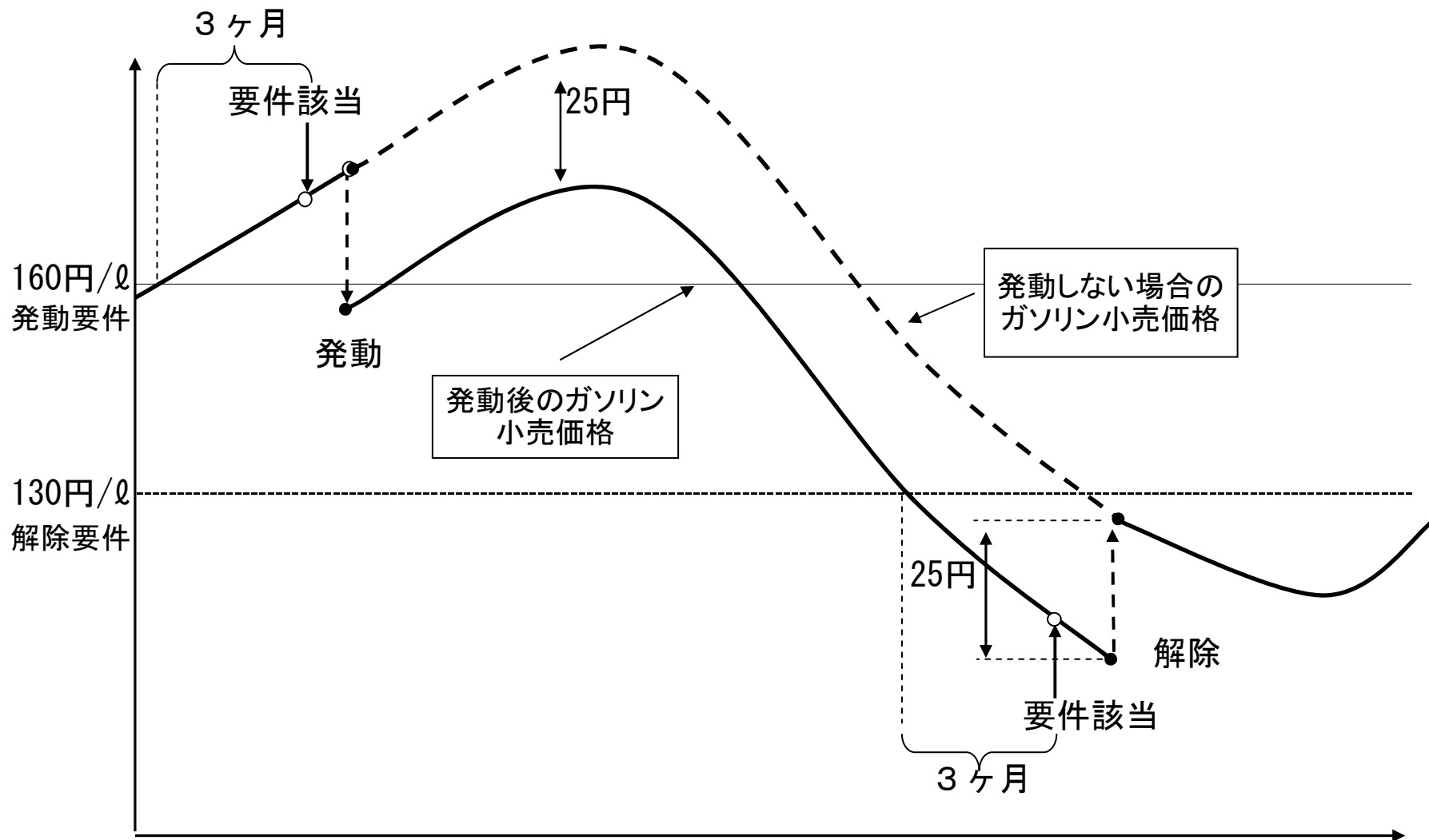
- ⑤ 原油価格の異常高騰時の対応については、(1) ③ の措置と併せ、今後、速やかに検討します。

【参考】ガソリン小売価格

(総務省小売物価統計調査における県庁所在市及び人口 15 万人以上の市の小売価格の平均)

平成 20 年度上半期平均	167.1 円/ℓ
直近の 6 ヶ月平均 (6 月~11 月)	126.3 円/ℓ

トリガー条項発動時・解除時のガソリン小売価格のイメージ



- 発動(解除)手順 :
- ①要件該当を確認
 - ②主務大臣による告示
 - ③告示の翌月に発動(若しくは解除)